

新型コロナウイルスワクチン接種情報

問合先 高石市新型コロナワクチンコールセンター☎(275)5226

令和5年秋開始接種について

9月20日(水)から、初回接種を完了した全ての方を対象にオミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンによる令和5年秋開始接種が始まります。

今回から、64歳以下の方(基礎疾患等を有する方を除く)は、予防接種法に規定する接種勧奨及び努力義務の適用がなくなりました。64歳以下で接種を希望する方は、下記の方法で接種券を申請し、接種券が手元に届いてから接種予約をしてください。未使用の接種券がお手元にある場合は、その接種券を使用してください。

接種券の申請方法

- ①Web 右記のQRコードから申請▶ 
- ②電話 高石市新型コロナワクチンコールセンター☎(275)5226に電話
- ③郵送及び窓口 市ホームページ又は地域包括ケア推進課窓口で申請用紙を取得し申請

接種券の送付

接種対象者	接種券の送付方法
65歳以上の方	順次送付中
64歳以下で基礎疾患等を有する方	過去に基礎疾患等を理由として接種券の申請実績のある方に順次送付
上記以外の方	市への申請により送付

最新情報は
ホームページを
ご確認ください



高石市 検索

ワクチンの効果とリスクについて

ワクチン接種は、重症化予防効果などがあるとされていますが、一方で副反応報告の件数が他のワクチンに比べて多くなっています。効果とリスクの双方について理解し、慎重にお考えのうえ自らの意思で接種を受けてください。

効果とリスクの詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省
ホームページ



市役所からの お知らせ

福祉サービス

問合先の記載のないものは、高齢・障がい福祉課(27)6294へお問い合わせください。



住宅改造の経費を助成

対象 市内在住で、身体状況により住宅の改造を現に必要とする、次のいずれかに該当する方がいる世帯

- ①介護保険被保険者
- ②身体障がい者手帳(1・2級または下肢・体幹の3級)をお持ちの方

③療育手帳(A)をお持ちの方

※介護保険被保険者については、介護保険制度を優先して利用いただきます。また、生計中心者の前年の所得税額により、対象とならない場合があります。

対象経費 現在お住まいの住宅のトイレ及び浴室の改造、玄関・廊下・階段・台所・居室等への手すりの取り付け、段差の解消、滑り止めの設置等に要する経費

※助成金の交付決定に基づき、改造工事をしたものに限る

※一度でも助成を受けたことのある世帯は対象外

緊急通報装置を設置

病気やケガなどの緊急時に、電話回線を通じて、直接、堺市消防局への通報や在宅介護支援センターに健康相談ができる装置を設置します。

対象 市内に在住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの方が、65歳以上の方だけの世帯、または重度身体障がい者の方だけの世帯

費用 その世帯の生計中心者の所得税額に応じて負担あり

住宅用火災警報器の購入費用を一部助成

対象 次のいずれかに該当する世帯

- ①75歳以上の単身世帯、または75歳以上の方だけの世帯
- ②身体障がい者手帳(1〜3級)、療育手帳(A)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)のいずれかを所持している方のいる世帯

助成額 1世帯2000円

※必ず購入前に申請が必要です

紙おむつ給付

対象 次の①〜③の要件をすべて満たしている方

①市内在住で、住民基本台帳に登録されている満65歳以上の方

②介護保険の要介護度3〜5の方で、常時、紙おむつの使用が必要である在宅の方

③本人及び本人と生計を同一とする者の市町村民税が非課税である方

支給額 月額限度6000円分

スポラたかいし

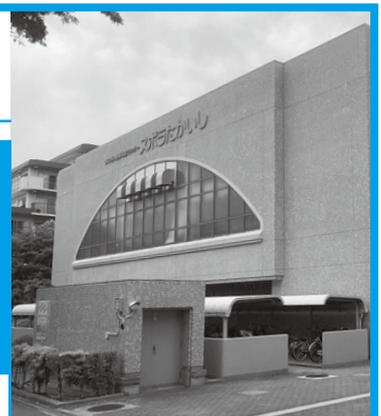
温水プール休館のお知らせ

休館期間

令和5年11月～令和6年3月末まで

施設改修工事に伴い、温水プールを上記の日程で休館致します。ご利用者のみなさまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

問合先 スポラたかいし ☎(267) 1223



問合先の記載のないものは、高齢・障がい福祉課 ☎(275) 6294 へお問い合わせください。



配食サービス

対象 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯で、食事の調理や買い物が必要な方

配食日 月～金曜日の夕食

費用 1食450円

問合先 社会福祉協議会 ☎(261) 9911 または 高齢・障がい福祉課

長寿祝品を贈呈

9月1日現在、市内在住で住民基本台帳に登録されている満77歳・88歳・99歳と最高齢者(男性・女性)の方に長寿祝品をお贈りします。
(申請手続き不要)

高齢者見守り訪問

ひとり暮らしをしているおおむね65歳以上の方を訪問し、日常生活についての相談や、見守り活動を行っています。

問合先 社会福祉協議会

☎(265) 1313

訪問理容サービス

対象 在宅で寝たきりの65歳以上の方

助成方法 市が発行する助成券で、理容師の出張料金を年4回まで助成

助成額 1回1500円

※理容料金は別途必要



秋祭りに伴う交通規制等のお知らせ

以下の日時・区域で交通規制等を実施します。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

日時

9月24日(日)	12:30~16:30
10月 7日(土)	13:30~17:30
10月 8日(日)	8:30~11:30 12:30~17:30

※10月7日(土)は交通規制に伴い、福祉バスの終日運休とごみ収集が通常よりも前後する場合があります。

お知らせアプリ

開催が変更になる場合があります。今後の詳しい情報は「だんじり総合情報アプリ『地車』」でご確認ください。▼

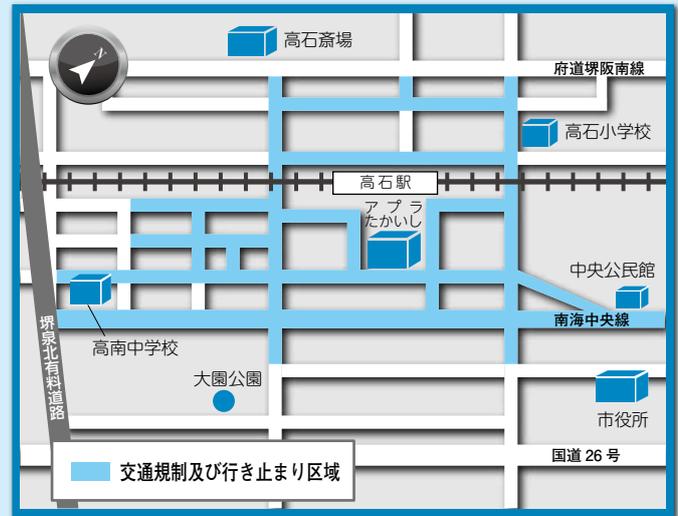


iOS



Android

区域



問合先

高石地車連合会 ☎070(1612)8853

税

住宅の省エネ改修による固定資産税額の減額措置

平成26年4月1日以前からある住宅（賃貸住宅を除く）で、令和6年3月31日までの間に、次の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合は、翌年度の当該家屋の固定資産税額を3分の1減額します。

※改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は、3分の2を減額

▼ご注意ください！

- ・バリアフリー改修軽減措置との併用はできませんが、耐震改修軽減措置と重複して適用することはできません。
- ・過去に当該減額措置を受けた方は対象外となります。

要件 次の工事のうち、補助金等を除く工事が60万円を超えるもの

- ・窓の断熱改修工事（必須）
- ・床の断熱改修工事
- ・天井の断熱改修工事
- ・壁の断熱改修工事

※なお、断熱改修工事に要した費用が50万円を超える場合、太陽光発電

電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事に要した費用と合わせて60万円を超えるものであれば対象とします。

※改修工事によりそれぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合する必要があるあります。

対象範囲 1戸あたりの床面積が50㎡以上120㎡まで。120㎡を超えるものは、120㎡相当分が対象。
必要書類

①省エネ改修住宅固定資産税減額申告書

②現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）

③工事内容や工事費用を示す工事明細書及び領収書

④補助金等に関する書類（補助金を受けた方）

⑤長期優良住宅の認定通知書の写し（該当する場合のみ）

申込 工事了りから3か月以内に、税務課へ郵送または持参

問合せ 税務課 ☎(275) 6109

令和5年度 下半期 くみ取り日程	住所	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		取石 1丁目・2丁目 (6~11・13・15・18・19・23・26・28・30・33・34・38・39・46・47)	2(月) 17(火)	1(水) 16(木)	1(金) 14(木)	12/28(木) 17(水)	1(木) 15(木)
取石 2丁目 (31・41・43・45・48)・3丁目	3(火) 18(水)	2(木) 17(金)	2(土) 15(金)	12/29(金) 18(木)	2(金) 16(金)	4(月) 18(月)	
取石 4丁目~7丁目	4(水) 19(木)	6(月) 20(月)	4(月) 16(土)	5(金) 19(金)	3(土) 19(月)	5(火) 19(火)	
※悪天候の場合は、日程を変更することがあります。	千代田 1丁目~6丁目、綾園 7丁目 東羽衣 4丁目 (1~7)	5(木) 20(金)	7(火) 21(火)	5(火) 18(月)	6(土) 22(月)	5(月) 20(火)	6(水) 21(木)
※くみ取り日は、作業がしやすいように通路の確保等にご協力をお願いします。	高師浜 1丁目~4丁目、羽衣 1丁目・3丁目 東羽衣 1丁目・2丁目・3丁目 (13・14・16)・5丁目 (8・20・26)	6(金) 23(月)	8(水) 22(水)	6(水) 19(火)	9(火) 23(火)	6(火) 21(水)	7(木) 22(金)
※世帯人数、便槽に変更があった場合は、ご連絡ください。	東羽衣 3丁目 (1~12・18)・4丁目 (12)・5丁目 (1~7・9~19 21~25・27・28)・6丁目・7丁目 加茂 1丁目 (5・8~10・12・13・16・17・19)	10(火) 24(火)	9(木) 24(金)	7(木) 20(水)	10(水) 24(水)	7(水) 22(木)	8(金) 25(月)
	加茂 1丁目 (11・14・15) 綾園 1丁目・2丁目 (1)・3丁目・4丁目・6丁目 (6・16・18・20・23)	11(水) 25(水)	10(金) 25(土)	8(金) 21(木)	11(木) 25(木)	8(木) 26(月)	9(土) 26(火)
	綾園 2丁目 (9~23)・6丁目 (4・5・12・14・15・19・21)	12(木) 26(木)	11(土) 27(月)	9(土) 22(金)	12(金) 26(金)	9(金) 27(火)	11(月) 27(水)
	綾園 2丁目 (2~8)・6丁目 (1・7~11・13・22) 加茂 2丁目 (6・7・23・30)・3丁目 (1・6)	13(金) 27(金)	13(月) 28(火)	11(月) 25(月)	13(土) 29(月)	10(土) 28(水)	12(火) 28(木)
	取石 2丁目 (37) 加茂 2丁目 (1・14・17・24・26)・3丁目 (8・10)・4丁目 (11)	14(土) 30(月)	14(火) 29(水)	12(火) 26(火)	15(月) 30(火)	13(火) 29(木)	13(水) 29(金)
	取石 1丁目 (1・2・4・10~15・18)・3丁目 (1・5・11・18・19)	16(月) 31(火)	15(水) 30(木)	13(水) 27(水)	16(火) 31(水)	14(水) 3/1(金)	14(木) 30(土)
	取石 2丁目 (4・5・12・14・16・17・25) 西取石 1丁目 (9・16・17・19・22)・3丁目 (9・14・15)	16(月) 31(火)	15(水) 30(木)	13(水) 27(水)	16(火) 31(水)	14(水) 3/1(金)	14(木) 30(土)

問合せ
環境政策課
☎(275)6266

国民年金

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要になります。ご案内や事務手続きは、日本年金機構が実施します。

対象 ①老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たす方

- ・65歳以上である
- ・世帯全員が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得が約47.2万円以下の方

問合せ先 日本年金機構「給付金専用ダイヤル」

☎0570(05)4092

国民年金の任意加入制度をご存知ですか？

■任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を65歳から受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や保険料の納付済期間が40年間に満たない場合で、厚生年金保険・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に加入して保険料を納めることができる任意加入制度があります。制度の利用には、口座振替の申し込みが必要です。

■特例任意加入制度

65歳以上70歳未満の方で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限り）は受給資格期間10年を満たすまでの期間に限り加入することができます。

問合せ先 市民課 ☎(275)6241

各種

マイナンバーカードの時間外交付

開庁時間中に来庁できない方は、次の日程でマイナンバーカード（個人番号カード）を受け取ることができます。

日時 9月27日（水）午後5時30分～7時30分

場所 市役所本館（1階）

問合せ先 市民課 ☎(275)6212

福祉バスの臨時運行について

日程 9月18日・23日のいずれも祝日

対象 取石、羽衣、高石のそれぞれの福祉バス運行ルート

※臨時運行の詳細はルート及びダイヤについては、お問い合わせください。

問合せ先 高齢・障がい福祉課

☎(275)6293



マイナポイント申込支援窓口 9月末で終了のご案内

市役所本館1階に設置していますマイナポイント申込支援窓口は9月29日で終了します。マイナポイントを申請されていない方はお早めにご利用ください。（令和5年2月28日までにマイナンバーカード作成の手続きをされた方が対象です。）

問合せ 情報政策班 ☎(275)6074

交通事故等に遭い国民健康保険で治療を受ける場合は届出を

交通事故や傷害事件等、第三者から受けた傷病は、損害賠償として加害者が被害者の治療費を負担しますが、窓口に届け出ること、国民健康保険証で治療を受けることができます。事前に健幸づくり課で保険証の使用許可をとり、すみやかに第三者行為による傷病届を提出してください。なお、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると国民健康保険が使えない場合があります。

問合せ 健幸づくり課

☎ (275) 6374

戦没者追悼式

戦没者を追悼し、恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式を次のとおり実施します。

日時 10月5日(木) 午後2時から
(受付・1時30分)

場所 アプラたかいし(3階)

問合せ 社会福祉課 ☎ (275) 6283

その痛み、 保険が使える？ 使えない？

はり・灸・あんま・マッサージ・柔道整復師による施術を受ける場合、健康保険を適用できるケースは限られています。正しく理解し、適切に受診しましょう。

問合せ

国民健康保険加入者は健幸づくり課 ☎ (275) 6374

後期高齢者医療保険加入者は健幸づくり課 ☎ (275) 6392

または府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎ 06(4790) 2031

整骨院・接骨院で 柔道整復師による施術

○ 保険が使える場合

外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲及びねんざなど(肉離れを含む)

※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

施術を受ける際の注意点

- ・ 肩こり・筋肉疲労などに対する施術は保険の対象ではなく全額自己負担となります。
- ・ 柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、一部負担金を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。
- ・ 保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷(けが)を治療中は、施術を受けても保険の対象にはなりません。

医師が必要と認めた はり・灸・あんま・マッサージの施術

○ 保険が使える場合

はり・灸

神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

あんま・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

施術を受ける際の注意点

- ・ 保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。
- ・ 疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象ではなく全額自己負担になります。
- ・ 施術者が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、一部負担金を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または押印してください。
- ・ 保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療中は、はり・灸の施術を受けても保険の対象にはなりません。

施術を受けたときは、必ず領収証を受け取りましょう。

自転車には鍵をかけましょう

令和4年中の府内での自転車盗難の被害件数は2万715件で、約半数は無施錠の状態で見つかっています。

大切な自転車を守るために、駐輪する際は必ず鍵をかけましょう。

また、自転車防犯登録は自転車盗難の予防と被害の早期回復に役立ちます。登録は義務ですので、必ず防犯登録を行いましょう。

問合せ 大阪府自転車商防犯協力会
☎06(6629)0750

市長の資産等報告書の閲覧

「政治倫理の確立のための高石市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された、市長の資産等報告書を10月4日から総務課で閲覧できます。

問合せ 総務課 ☎(275) 6197

コミュニティ助成事業

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動に対して助成事業を行なっています。令和5年度は、一般コミュニティ助成事業を活用し、高石市第四区自治会がコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

問合せ 秘書課 ☎(275) 6082

企業版ふるさと納税

ご寄附ありがとうございました

合同会社ラビッツ様から、企業版ふるさと納税による10万円のご寄附をいただきました。

寄附対象事業の健康リビング・ラボ事業にて有効に活用させていただきます。

強引な勧誘やキャンセル妨害も！ 中古自動車の売却トラブルに注意

インターネットの一括査定サイトで中古車の査定を依頼したところ、5社から連絡があり、その中の1社が自宅へ査定に来た。「ドアに修理歴がある。事故車なので15万円だが、今日**すぐに引き渡せば**25万円で**買い取る**」と、**強引に契約**させられ、**車を持って行かれた**。30分後に「他社と比較したいので車を戻してほしい」と伝えたが「今から返すのは面倒だ。他社にはこちらから連絡する」と言われ、**車を返してもらえない**。解約して車を取り戻したい。(当事者：70歳代)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



ポイント 車の売却は、特定商取引法によるクーリング・オフの対象外です。査定場で「今日なら高く買い取る」などと急かされても、一度冷静に考えましょう。複数の事業者からの査定額をしっかりと比較検討することが大切です。強引に売却を迫る事業者には「今回は査定をお願いしただけで、今は売らない」「他店の査定額と比べる」などと伝え、きっぱりと断りましょう。契約後は、原則として契約書の内容に従うことになります。契約前に契約書をよく確認しましょう。特にキャンセル料の金額や発生時期の確認は重要です。困ったときは、消費生活センター等、もしくは、車買い取りの事業者団体である(一社)日本自動車購入協会(JPUC)の消費者相談窓口☎0120(93)4595にご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は、事前にお電話ください。

※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

「プラスチック製容器包装」の分別に関するお願い

■プラマークを確認する

「プラスチック製容器包装」の対象となるものは、商品が入っていた容器や包装で、プラマークがついています。ハンガーやボールペンなどはプラスチック製であっても、容器や包装ではないため、普通（可燃）ごみで出してください。

■汚れをキレイに落とす

汚れがついていたり、中身が残っているものはリサイクルできません。また、他のきれいなものにも汚れが移ってしまいます。汚れの取れないものは普通（可燃）ごみで出してください。

■危険な異物を混入させないで！

資源ごみの選別は手作業で行っています。危険な異物は絶対に入れないでください。

■プチプチ（緩衝材）はできるだけ小さく

プチプチやシート状の緩衝材は設備の故障の原因になるため、小さく（50cm四方）して出してください。

問合せ 環境政策課 ☎(275)6266

みんないっしょに生きる社会を まっぼっくり

日本のジェンダーギャップ指数 2023年は過去最低の125位

世界各国の政治や経済などの「男女平等」度合いを指数化した2023年版「ジェンダーギャップ報告書」を、世界経済フォーラム（WEF）が今年6月11日に発表しました。日本は調査対象となった146か国のうち125位（前年は116位）で、2006年の発表以来、最低の順位でした。

指数は各国の政治、経済、教育、健康の4分野14項目の男女格差を総合して数値化し、順位付けをしています。1に近いほど平等、0に近いほど不平等を示します。今回の日本の指数は0.647でした。

識字率や進学率が問われる「教育」は0.997（47位）、健康寿命などを含む「健康」は0.973（59位）となっており、男女平等の状態に近い指数です。しかし、「政治参画」は0.057（138位）、「経済参画」は0.561（123位）と苦戦し、日本の男女共同参画の現状は、国際的に見て立ち遅れています。

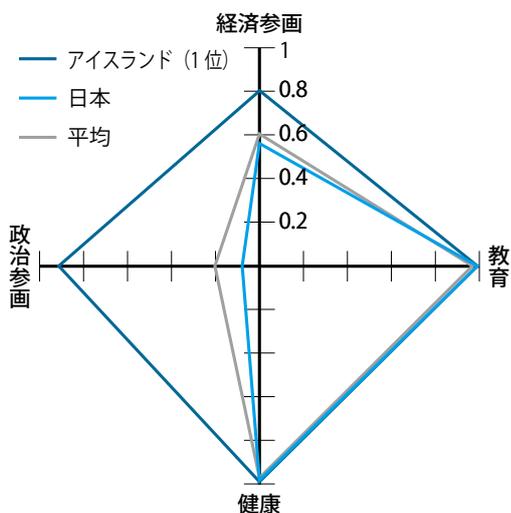
政治分野では、衆院議員と閣僚の女性比率、過去50年間の女性首脳の在任期間などが数値化されます。日本の衆院議員の女性性は48人（10%）、女性閣僚は2人（8.3%）、女性首脳は0人となります。

経済分野では、役員・管理職比率が14.8%と低くなっています。

結婚や出産等さまざまなライフイベントにより、キャリア形成との二者択一を迫られるのは多くが女性であり、その背景には、長時間労働を中心とした労働慣行や女性への家事・育児などの無償労働時間の偏り、それ

らの根底にある固定的な性別役割分担意識など、構造的な課題が存在します。

内閣府が今年6月13日に発表した『女性版骨太の方針2023』では「プライム市場上場企業において女性役員の比率を2030年までに30%以上をめざす」「男性育休が当たり前になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する」等が示されました。誰もが生きやすい男女共同参画社会を考えていきましょう。



人権推進課
☎(275)6279

参考：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書（2023）」より作成